

株式会社 建築確認検査機構あさひかわ
確認検査手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「株式会社建築確認検査機構あさひかわ確認検査業務規程」(以下「規程」という。)に基づき、株式会社建築確認検査機構あさひかわ(以下「機構」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(建築物に関する確認の申請手数料)

第2条 業務規程第35条に規定する建築物に関する確認の申請に係る手数料の額は、確認申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 第1項の規定により適用する別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(移転の場合を除く。)は当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一
- (3) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転し、その大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合は、当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一

(建築物に関する完了検査の申請手数料)

第3条 業務規程第35条に規定する建築物に関する完了検査の申請に係る手数料の額は、完了検査申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

2 第1項の規定により適用する別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(移転の場合を除く。)は当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物を移転し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、当該移転、修繕又は模様替に係る部分の床面積の二分の一

3 再検査手数料は第1項による。

(検査に係る出張費)

第4条 完了検査のために確認検査員が出張する場合は、前条の手数料の額に別に定める出張費を加算する。

(附則)

この規程は、平成20年4月8日から施行する。

(附則)

この規程は、平成21年5月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この規程は、平成24年5月1日から施行する。